○新築住宅に対する固定資産税の減額(地方税法附則15条の6、15条の7)

【概要】次の要件を満たす新築住宅は、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。 ※減額期間が終了すると、本来の税額に戻ります。

種	類	減額割合	減額要件	申告書類	減額範囲	減額期間	その他
新築(住宅		・・・居住床面積が50㎡以上280㎡以下	・減額申告書(家屋調査に伺った際に、お持ちいたします。)			1 マンションなどの区分所有家屋の 床面積は「専有部分の床面積+持分で 按分した共用部分(廊下、エントラン
新築住(認定優良住	₹長期	1/2	 2 共同住宅(貸家等1戸当たり) …居住床面積が40㎡以上280㎡以下 3 併用住宅(住宅兼店舗等) …下記2つをともに満たすもの。 (1) 居住部分が2分の1以上 (2) 1、2の要件のどちらかを満たしているもの 	・減額申告書	が、1戸当たり 120㎡以上の 家屋は、120 ㎡に相当する住		ス、ごみ置き場など)の床面積」で判断します。 2 認定長期優良住宅の認定基準に関するお問い合わせは、下記へ。 東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 電話0428-23-3423